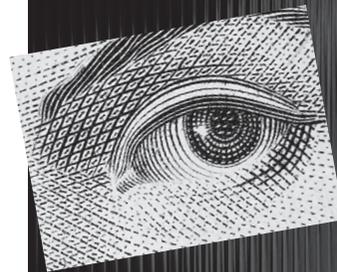


「デジタル監視法案」の問題点と危険性



◆特集にあたって

政府は、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であることなどを理由として、デジタル改革関連六法案を国会に提出し、同法案は、二〇二一年四月六日、衆議院本会議で可決された。現在、参議院で審議されている。同法案の問題性に鑑み、以下同法案を「デジタル監視法案」と呼ぶことにする。

デジタル化そのものについては、それが個人の自由を拡大し、豊かな生活に結びつくシステムで行われるのであれば、決して否定されるべきことではない。

しかし、「デジタル監視法案」は、デジタル化を理由にして、これまで形成されてきた個人情報保護制度を壊し、新たに、内閣にデジタル庁を設置して、省庁、地方公共団体及び民間企業の管理する個人情報をマイナンバーに紐づけして統合集中し、一元的に管理統制するシステムを構築しようとするものである。

新たに設置されるデジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、内閣直属で、デジタル監(事務次官級)も含め一〇〇人以上が民間から登用される可能性があり、全体で五〇〇人規模となる。この組織には、他の省庁にみられるような課や部はなく、他の省庁へ勧告する権限が与えられ、内閣総理大臣が統括する。

そのデジタル庁のもとで、省庁及び地方自治体の情報システムが共通仕様で一元化され、「相当の理由」や「特別の理由」があれば(判断するのは当該行政機関)本人の同意がなくても情報の利用及び提供ができる。

こうした「デジタル監視法案」がつくろうとするシステムは、内閣総

理大臣が統括するデジタル庁に個人の情報や国家の重要情報を集中管理する独占的な力と権限を持たせることになるのではないかと、デジタル庁のデジタル監及び職員に民間から登用することによって個人情報(医療・教育・思想信条などのセンシティブ情報も含めて)の大規模な漏洩が起る危険を生じさせるのではないかと、漏洩だけでなく情報の濫用と悪用によって行政が歪められるのではないかと、そして、この国の国家と社会のあり方を根本的に変え、独裁政治と息苦しい監視社会に導くことになるのではないかと強い危惧を抱かざるを得ない。

また、「デジタル監視法案」は、六三本を束ねた法案として提出されているために、法案の量は膨大で、その内容を把握すること自体が極めて困難であり、その内容は極めて広範な分野に及び、医療情報、教育情報、税務情報などのマイナンバーへの紐づけ、訪問販売などでの契約書面交付義務の形骸化、使用者間での労働者の情報提供など、いずれも国民生活と直結する重要な改正が多数含まれている。

こうした法案が予算関連法案として、法案の内容を国民の誰もが理解できないまま、衆議院ではわずか二七時間の審議で可決され、参議院でもわずかな審議時間で成立させられようとしている。

本特集は、こうした情勢のもとで、「デジタル監視法案」の問題点と危険性を急ぎ明らかにし、警鐘を鳴らそうとするものである。行政組織法、個人情報保護、秘密保護法、共謀罪法、消費者保護、労働、医療、税務など、同法案に関連した分野の第一人者の方々に論考を寄せていただいた。「急ぎ」ではあったが、同法案の狙いと本質的問題を十分に解き明かしたのではないかと思っている。

(「法と民主主義」編集委員会 南 典男(弁護士))